

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 5 日

福島県知事 殿



提出者

住 所 福島県会津若松市米代一丁目4番30号

氏 名 秋山ユアビス建設株式会社
代表取締役社長 秋山 武義

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0 2 4 2 - 2 7 - 3 7 7 0

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	秋山ユアビス建設株式会社
事業場の所在地	福島県会津若松市米代一丁目4番30号
計画期間	令和8年 4月 1日 ～ 令和9年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	中分類 総合工事業、 小分類 一般土木建築工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 2, 203, 588千円（令和6年度実績）
③ 従業員数	42人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建築土木舗装 各建設現場 → 木くず → 中間処理委託（木質チップ） がれき類 → 中間処理委託（再生骨材） 混合廃棄物

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】 別紙②のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 受注量による増減が激しいため、特に取り組みを行っていなかった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現場施工方法の工夫、発注者との協議を行って、発生量の抑制を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類(コンクリートがう、アスファルトがう)、金属くず、ガラス陶磁器くず(石膏ボード、ALC板)、木くず等に分別し、中間処理業者へ搬送する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も現状通り行い、社員、協力会社や処理会社に対し、分別の周知徹底を図っていく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】・ 別紙のとおり ・		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 再生利用者に処理を委託している。 優良認定処理業者（株）あいづダストセンター、及び（株）荒川産業への処理委託量を増やしたい。		

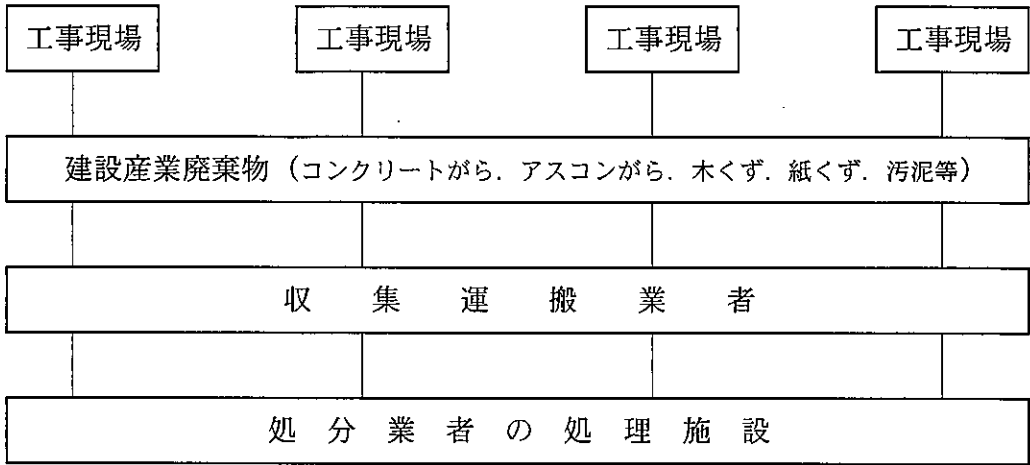
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。 再生利用者に処理を委託している。 優良認定処理業者 (株)あいづダストセンター、及び(株)荒川産業への 処理委託量を増やしたい。	
	※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①
なし

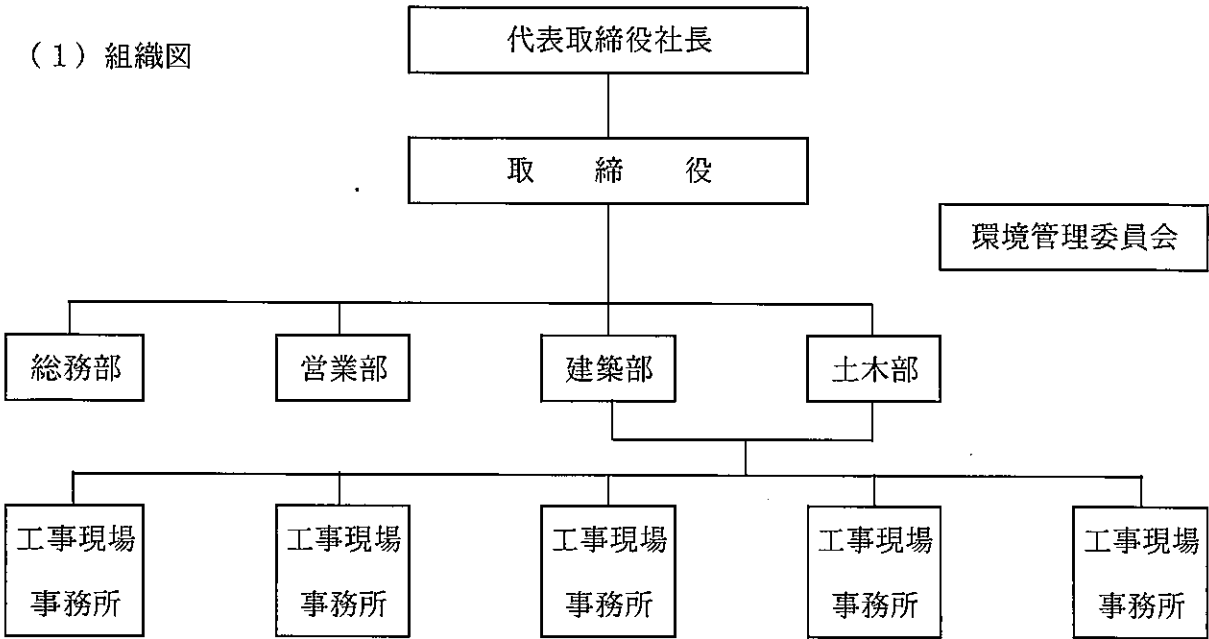
製造工程・産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の発生行程フローシート



別紙①

産業廃棄物の処理に係る管理体制

(1) 組織図



(2) 職務分担

役 割	氏 名	職 務 内 容
総括責任者		代表取締役社長
廃棄物担当		組織名：総務部
環境管理委員会		・ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 委員長－社長 委員－関連部長 事務局－総務部
廃棄物処理 総括責任者		・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物管理担当者		・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善の検討 ・ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ 産業廃棄物管理票の交付管理 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ・ その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【目 標】												
産業廃棄物の種類	汚泥	プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物		計
排出量	20.00 t	50.00 t	30.00 t	250.00 t	5.00 t	50.00 t	80.00 t	8,000.00 t	1,510.00 t	5.00 t	t	10,000 t

[illegible][illegible]

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。